

第２次潮来市行財政改革大綱一部改正（概要版）

○潮来市行財政改革大綱（H14～H16）の実施状況について

実施状況は、表－１のとおり

（表－１）行財政改革大綱実施状況（H14～H16）（単位：千円）

推進事項	推進数	実施	効果値	項目合計の内、主な内容	効果額
１ 事務事業の見直し	11	10	480,658	事業廃止(7)、見直し(32)	153,206
				手数料、使用料の見直し※ ^１	171,431
２ 財政健全化の推進	5	5	131,129	他会計繰出金の削減	106,200
				都市計画税の賦課	24,929
３ 時代に即応した組織・機構の見直し	4	4	1,054	自治消防統合再編	1,054
４ 定員管理・職員能力の開発等の推進	3	3	126,189	普通会計職員削減	126,189
５ 給与の適正化の推進	3	2	68,535	特別職給与、各種手当削減	68,535
６ 効果的な行政運営	6	5	4,300	例規集のデーター化	3,000
				投票時間の縮減	1,300
７ 会館等公共施設の設置及び管理運営	4	2	27,119	統合小学校管理経費の削減	13,363
				未利用施設の改善	10,241
８ その他	2	2	468,901	道路建設事業の延伸見直し	401,296
				議員、農業委員、助役見直し	67,605
計	38	33	1,307,885	実施率 86.84%	

３８項目中３３項目実施し実施率８６．８％詳細実施項目は１２８項目になり３年間の効果値※^２は、１,３０７,８８５千円となります。

○新たな行財政改革大綱の必要性について

潮来市においては、行政要求（歳出）に対する財源不足に対応するため、事務事業の見直しを行いながら、早急に歳入と歳出の均衡ある収支を確立しなければなりません。

○集中改革プランに向けた取組みについて

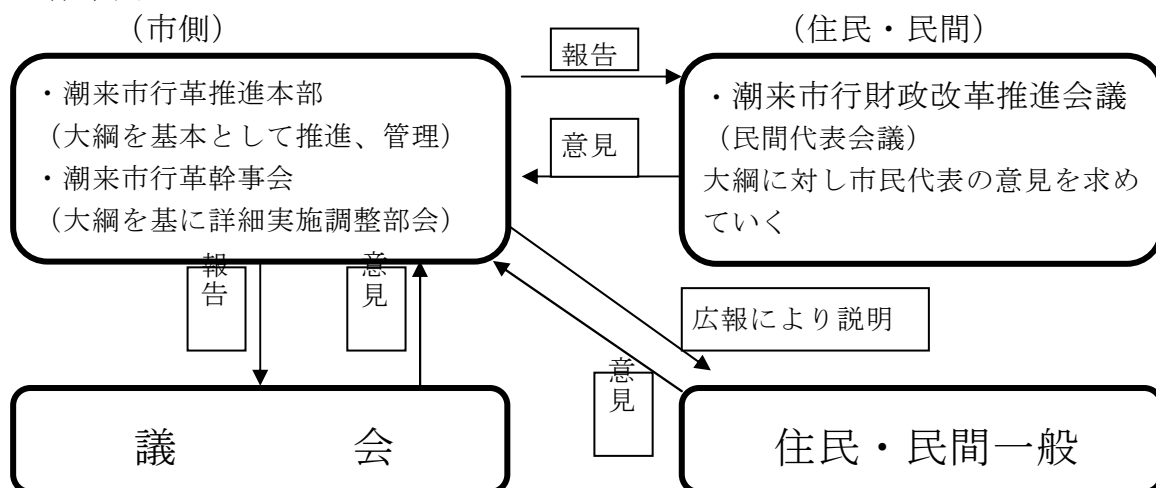
総務省より「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」（平成１７年３月２９日付け総務事務次官通知）により、いわゆる「集中改革プラン」の公表をするよう要請があったところである。ついては、現在進行中である「第２次潮来市行財政改革大綱」を見直しを行いながら、積極的な公表に努める。

○行財政改革の推進期間及び方法

- ・ 期間：平成１７年度から平成２１年度（５年間）
- ・ 方法

- ①積極的な情報公開（提供）により住民・議会の意見を求めて進めて参ります。
- ②大綱をもとに、さらに詳細の実施計画を作成し年度管理を行います。

・ 体系図

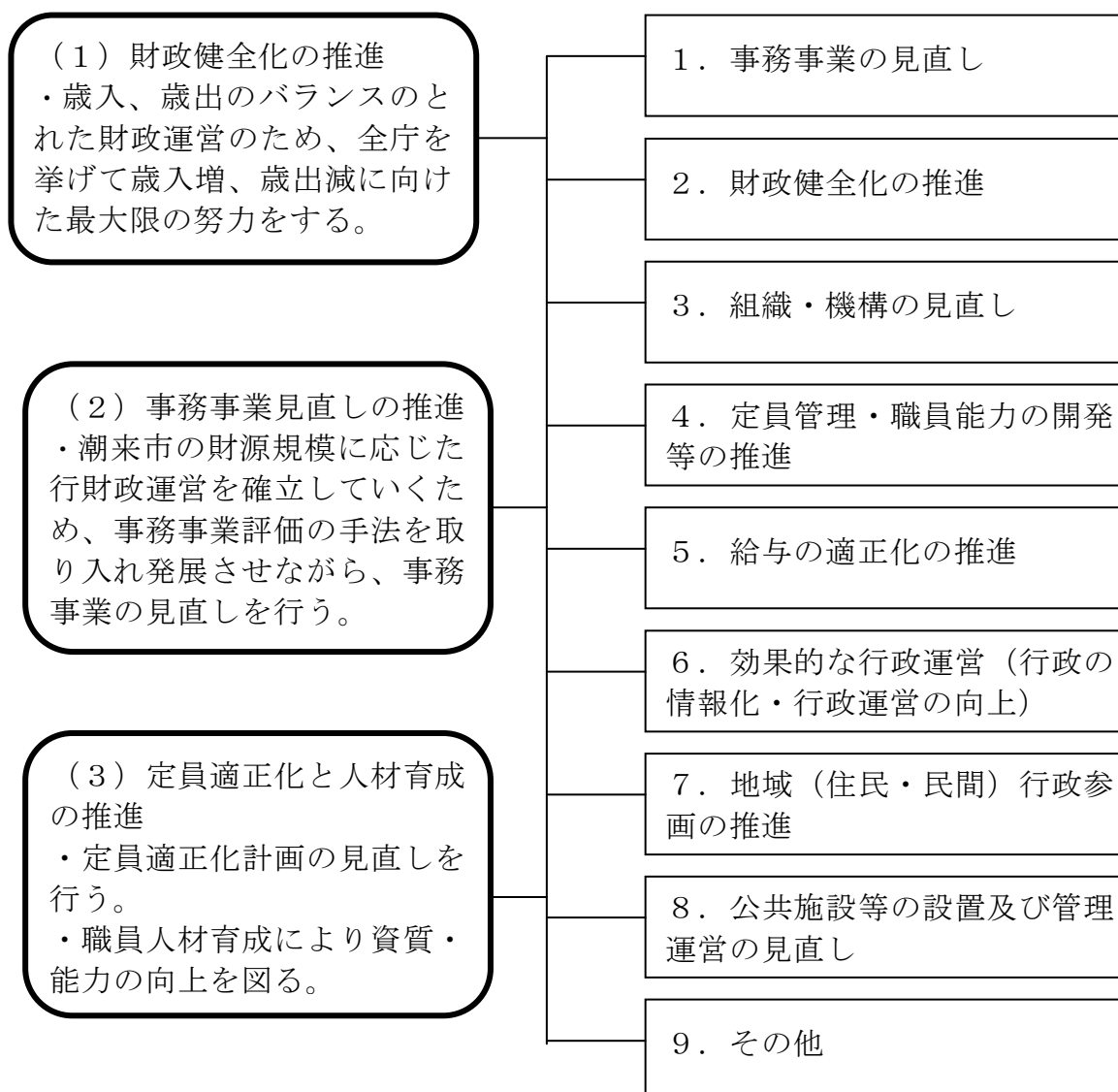


○行財政改革の基本方針（３）及び推進大項目（９）

３の基本方針により、９の推進大項目に分類し推進して参ります。

《基本方針》

《推進大項目》



○推進項目の内容について（９大項目により、５３の中項目の推進を図る。）

１．事務事業の見直し（１２項目）

①	事務事業の廃止及び見直し
②	行政評価（事務事業評価）により各事業の方向性を明確にしていく ・市民評価を取り入れていく
③	事務改善運動及び提案の実施
④	手数料、使用料、負担金を受益者負担の原則に立って見直し改訂を行う ・次期計画の策定を平成１７・１８年度中に整理していく ・街灯設置工事費等の受益者負担制度導入について整理 ・ホームページ広告料の導入
⑤	市税の収納率向上のため収納体制の整備を図る ・滞納整理の強化のため対策本部の設置 ・休日滞納整理、県との合同徴収の実施 ・口座振替を積極的に推進する ・収納率の向上 市税合計収納率 85.2% (H15) → 88.4% (H16) (対前年度 88,831 千円増) → 89.5% (H21) (対 H16 度 38,500 千円増) 国民健康保険税収納率 72.1% (H15) →74.1% (H16) (対前年度 47,242 千円増) →75.1% (H21) (対 H16 度 17,600 千円増) ・各滞納整理事務の調整及び推進
⑥	補助金等の整理合理化（補助金等審議会の継続）
⑦	業務に応じた勤務時間の変更 ・勤務時間の変更を各部署ごとに整理していく
⑧	事務の効率化を図る（事務の定型化を図り、効率的な事務執行を図る）
⑨	各種関連団体への負担金の見直し ・広域事務組合に対する負担金の見直し ・各関連団体加入継続に対する見直し
⑩	監査の充実（事業、会計処理の適正化）
⑪	入札制度の見直し
⑫	公用車の集中管理の拡大

２．財政健全化の推進（６項目）

①	財政健全化計画の作成 ・起債制限額の設定（公債費の元金を超えない）１０億以内 ・起債許可制限比率 13.8% (H16) →10.9% ・基金繰入額の制限
②	経常経費の抑制 ・経常収支比率※ ^３ 90.0% (H16) →80% ・人件費の抑制
③	バランスシート（貸借対照表）の継続
④	公営企業経営及び特別会計の効率化

	・水道事業会計計画の作成（潮来市水道事業長期基本計画書策定） 収納率の向上（H16） 91.8%→（H21） 93.5% ・下水道資本費平準化債活用による一般会計繰出しの削減 （年 115,000 千円減×5 年＝575,000 千円減） ・水洗化率の向上 81.0%（H15） →81.9%（H16）（対前年度 133 人増） →86.0%（H21）（対 H16 度 890 人増） 下水道現年度徴収率（H21） 98% 農業集落現年度徴収率（H21） 99%
⑤	外郭団体への支援の見直し ・社会福祉協議会への支援及び職員派遣の見直し ・シルバー人材センターへの支援及び職員派遣の見直し
⑥	特定財源の確保 ・企業誘致の推進 ・新たな財源の確保を調査し提案していく（政策研究グループ）

3 組織・機構の見直し（4 項目）

①	各種関連事業の一本化による事務の効率化を図る ・就学前の子供に対する支援業務の集約 ・公園維持管理の整理 ・市民向けに各課の業務内容の周知
②	各職務内容の見直し
③	各種審議会、委員会等組織の合理化及び活性化 ・女性の参加率の向上（目標値：30%以上） ・活動実績の少ない、または類似審議会等の統廃合
④	防災体制、計画の見直し（自治消防団組織の統合再編） ・自治消防団組織の統合再編を推進する ・防災計画の見直し

4 定員管理・職員能力の開発等の推進（4 項目）

① 平成17年4月1日職員数^{※4} 294人（実績）を
 平成22年4月1日職員数 265人とする。（29人減）
 平成23年4月1日職員数 260人とする。（34人減）
 （平成17年4月当初計画では295人）

- ・ 集中改革プラン内減は29人減、9.9%減

定員管理表（表一3）

年次	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4
計画職員(人)	294	287	278	277	270	265	260
前年増減(人)	▲3	▲7	▲9	▲1	▲7	▲5	▲5

② 潮来市人材育成基本的方針による職員の資質・能力向上

	・各種研修（庁内研修）の実施 ・人材育成基本方針について研修計画を盛り込んだものに改訂する
③	職員業務態勢向上のため職員行政改革マニュアルの徹底を図る
④	職員向け行財政情報の定期的公表

5 給与の適正化の推進（3項目）

①	給与水準の適正化を図る
②	各種手当での削減等の見直し ・時間外勤務時間の年度当初の予算により、枠配分により、計画的な執行を図る
③	勤務評定（実績）制度導入について方針を策定し評価訓練をおこなっていく

6 効果的な行政運営（行政の情報化・行政運営の向上）（8項目）

①	選挙システム及び投票所の統合による効率化
②	苦情処理の情報整理
③	窓口業務に関する業務手順書の作成
④	ホームページによる各種申請様式の対応
⑤	政策立案・法務能力の向上の推進体制整備（研究グループ）
⑥	総合的生活相談窓口の開設
⑦	各事務システム等の適正配置による職場環境改善
⑧	電磁的記録利用による各台帳作成、保存の見直し

7 地域（住民・民間）の行政参画の推進（9項目）

①	行財政情報の積極的提供により、地域の行政運営への理解を求める ・情報提供の要綱を作成し、積極的に情報提供を行う。 ・広報いたこの充実及び行政関連広報の集約化 ・ホームページの充実（H16）14,798件/月平均→（H21）30,000件/月
②	市民向け行財政説明の機会を強化していく ・まちづくり懇談会の充実、出前講座の推進
③	パブリックコメント制度の導入 ・施策立案過程において検討段階の案を公表して、広く意見を求め、それらの意見を参考に意思決定を行っていく制度導入を調整する
④	市民満足度の測定（顧客満足度調査） ・各施設窓口対応調査等（主に窓口業務手順書作成のため行う）
⑤	市民アンケート（往復ハガキによる）の定期的な実施 ・（事務事業の見直しのため、市民意見を求めていく）
⑥	公園、市道等の清掃（美化）管理などを地域のボランティア団体に委ねる里親制度又は各区負担による補修プロジェクトについて整理する
⑦	市業務登録制（市民有償ボランティア）及び各嘱託員、臨時職員の利用による市業務の民活効率化を整理していく
⑧	NPO ^{*5} の設立支援ボランティア活動への支援
⑨	補助団体の自立促進

8 会館等公共施設の設置及び管理運営（5項目）

①	公共施設の管理運営の見直し（指定管理者、民間委託の調査整理）
②	未利用施設の改善（借地・公用地・廃校跡地利用の整理）
③	老朽化の進んでいる施設の修繕について廃止・管理移管を整理する
④	灰溶融施設の管理運営の見直し
⑤	保育園・幼稚園施設の整理

9 その他（2項目）

①	行政経費の削減（公共工事のコスト縮減、延伸）
②	行政守備範囲の見直し ・「広域的事業の法務政策に係る協議会」及びごみ処理広域化の調整

※¹手数料、使用料（水道・下水道・農業集落排水料金、ごみ処理料、学童保育負担金、さくら利用料など）

※²効果値：予算決算における影響額を単年度において効果があったとして捉えた数値

※³：経常収支比率（経常経費充当一般財源／経常一般財源総額）

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。市は80％超えると弾力性が失われつつあり、経常経費の圧縮に努める必要がある。

※⁴：職員数は教育長を除く、総職員数である。

※⁵：NPO非営利組織（Non Profit Organization）のこと営利を目的としない活動団体。

平成10年3月に特定非営利活動促進法が交付され県では「茨城県特定非営利活動促進法施工条例」を定め法人として認証を行っている。